



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） 1
- 県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課） 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 1
- 道路の区域の変更（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2
- 公有水面埋立しゅん功認可・2件（港湾課） 2
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） 7

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課） 8

告 示

沖縄県告示第508号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、谷川地区県営土地改良事業（老朽用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成23年10月24日から同年11月21日まで
- 3 縦覧に供する場所 伊平屋村役場
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第509号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、宮古島市西東地区県営畑地帯総合整備事業に係る換地処分をした。

平成23年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第510号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成23年10月21日から同年11月4日まで沖縄市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成23年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 沖縄市越来二丁目8番1号 當山全弘、沖縄市字大里76番地1 内間安好
- 2 加入区 沖縄加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 沖縄市漁業協同組合

沖縄県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成23年10月21日から同年11月4日まで一般の縦覧に供する。

平成23年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥武山米須線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	糸満市字国吉937番1から 糸満市字真壁1798番1まで	11.1m ~ 44.7m	2,060.0m
	糸満市字真壁1798番1から 糸満市字米須487番1まで	9.5m ~ 17.0m	347.0m
	糸満市字米須487番1から 糸満市字米須173番2まで	11.0m ~ 23.8m	374.0m
新	糸満市字国吉937番1から 糸満市字真壁1798番1まで	14.8m ~ 52.0m	2,060.0m
	糸満市字真壁1798番1から 糸満市字米須487番1まで	9.5m ~ 17.0m	347.0m
	糸満市字真壁1798番1から 糸満市字米須487番1まで	13.8m ~ 50.7m	336.0m
	糸満市字米須487番1から 糸満市字米須173番2まで	15.5m ~ 32.3m	374.0m

沖縄県告示第512号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県北部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成23年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 名護市字嘉陽
- 2 公共測量を実施した期間 平成23年8月1日から同年10月6日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第513号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成23年10月21日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成23年8月25日 沖縄県指令土第766号

2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 認可を受けた者 南城市玉城字富里143番地 南城市

(2) 代表者 南城市知念字安座真56番地 南城市長 古謝景春

3 埋立区域

(1) 位置

ア A区域 南城市知念字安座真安座真原51番から89番を経て同字安座真前田原320番1に至る間の土地及び同字安座真前田原320番1から324番1を経て334番に至る間の土地に接する無地番地に接する国有海浜地の地先公有水面

イ B区域 南城市知念字知名東桃原167番及び同字知名西桃原546番1に接する無地番地に接する国有海浜地の地先公有水面

ウ C区域 南城市知念字知名西桃原546番1及び557番2に接する無地番地に接する国有海浜地の地先公有水面

エ D区域 南城市知念字知名西桃原557番2及び591番2に接する無地番地に接する国有海浜地の地先公有水面

オ E区域 南城市知念字知名西桃原591番2に接する無地番地、582番及び同字知名知名城原1159番1に接する国有海浜地の地先公有水面

カ F-1区域 南城市知念字知名知名城原1159番1に接する国有海浜地の地先公有水面

キ F-2区域 南城市知念字知名知名城原1159番1、1163番4、1163番1及び1164番に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

ア A区域

次の各地点のうち①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥の地点から㉑の地点までを結ぶ平成14年秋分の満潮位 (D.L.+2.05) における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と㉑の地点を結ぶ平成14年秋分の満潮位 (D.L.+2.05) における公有水面と陸地との境界線より囲まれた区域

①の地点 一等三角点 (由21) 須久名山 (北緯26度11分04秒5642、東経127度48分37秒0821) から109度58分15秒1, 257.48メートルの地点

㉑の地点 ①の地点から154度35分57秒11.64メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から152度16分04秒11.61メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から149度41分43秒11.62メートルの地点

②の地点 ㉓の地点から147度07分10秒11.66メートルの地点

③の地点 ②の地点から145度50分57秒9.69メートルの地点

㉔の地点 ③の地点から144度06分24秒11.03メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から140度57分48秒11.04メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から137度30分13秒11.02メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から134度09分07秒11.03メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から130度54分20秒11.03メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から127度31分15秒11.04メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から124度10分56秒11.01メートルの地点

㉛の地点 ㉚の地点から120度52分55秒11.06メートルの地点

㉜の地点 ㉛の地点から117度33分27秒11.03メートルの地点

㉝の地点 ㉜の地点から114度15分07秒11.04メートルの地点

④の地点 ㉝の地点から110度56分32秒11.02メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から109度12分19秒30.01メートルの地点

㉞の地点 ⑤の地点から109度08分05秒1.06メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から109度08分05秒1.06メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から231度04分39秒23.53メートルの地点

㉔の地点	㉑の地点から284度51分36秒20.43メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から297度20分43秒18.72メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から278度39分43秒25.89メートルの地点
㉑の地点	㉐の地点から303度19分11秒22.40メートルの地点
㉐の地点	㉏の地点から321度37分53秒22.56メートルの地点
㉏の地点	㉍の地点から334度12分03秒22.51メートルの地点
㉍の地点	㉌の地点から319度49分20秒21.37メートルの地点
㉌の地点	㉋の地点から314度20分00秒15.56メートルの地点
㉋の地点	㉊の地点から330度16分27秒6.68メートルの地点
㉊の地点	㉉の地点から346度44分29秒21.34メートルの地点
㉉の地点	㉈の地点から0度36分26秒11.42メートルの地点

イ B区域

次の各地点のうち㉑の地点から㉈の地点までを順次に結んだ線、㉈の地点から㉔の地点までを結ぶ平成14年秋分の満潮位（D.L.+2.05）における公有水面と陸地との境界線及び㉑の地点と㉓の地点を結ぶ平成14年秋分の満潮位（D.L.+2.05）における公有水面と陸地との境界線より囲まれた区域

㉑の地点	一等三角点（由21）須久名山（北緯26度11分04秒5642、東経127度48分37秒0821）から96度12分53秒1,118.38メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から216度37分19秒20.62メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から212度36分03秒15.74メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から204度58分41秒15.74メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から198度38分13秒15.69メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から188度17分35秒15.86メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から181度48分28秒15.72メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から175度04分36秒15.74メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から166度51分03秒15.76メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から159度04分44秒15.74メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から151度35分37秒15.75メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から143度43分50秒15.73メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から140度01分12秒27.14メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から140度57分49秒10.98メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から143度01分59秒10.87メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から146度08分20秒11.06メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から279度41分21秒3.90メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から309度23分55秒8.83メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から312度09分49秒19.79メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から321度36分14秒6.92メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から323度16分29秒13.24メートルの地点
㊷の地点	㊶の地点から333度08分56秒20.59メートルの地点
㊸の地点	㊷の地点から339度35分40秒4.41メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から326度00分29秒15.38メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から347度15分57秒19.66メートルの地点
㊻の地点	㊺の地点から347度24分43秒38.64メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から9度43分45秒19.52メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から12度15分23秒19.50メートルの地点
㊾の地点	㊽の地点から20度51分28秒18.63メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から24度31分15秒21.39メートルの地点

ウ C区域

次の各地点のうち㊿の地点から㊱の地点までを順次に結んだ線、㊱の地点から㊳の地点までを結ぶ平成14年秋分の満潮位（D.L.+2.05）における公有水面と陸地との境界線及び㊿の地点と㊳の地点を

結ぶ平成14年秋分の満潮位 (D.L. +2.05) における公有水面と陸地との境界線より囲まれた区域

- ⑫の地点 一等三角点 (由21) 須久名山 (北緯26度11分04秒5642、東経127度48分37秒0821) から94度15分22秒1, 138.77メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から205度30分19秒10.25メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から212度51分11秒10.25メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から216度31分56秒19.55メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から346度44分39秒10.34メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から44度10分32秒13.71メートルの地点

エ D区域

次の各地点のうち⑱の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線、㉑の地点から㉒の地点までを結ぶ平成14年秋分の満潮位 (D.L. +2.05) における公有水面と陸地との境界線及び⑱の地点と㉑の地点を結ぶ平成14年秋分の満潮位 (D.L. +2.05) における公有水面と陸地との境界線より囲まれた区域

- ⑱の地点 一等三角点 (由21) 須久名山 (北緯26度11分04秒5642、東経127度48分37秒0821) から85度18分43秒1, 144.08メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から187度59分55秒13.91メートルの地点
- ㉑の地点 ⑲の地点から183度52分57秒13.90メートルの地点
- ⑳の地点 ㉑の地点から179度48分54秒13.93メートルの地点
- ㉒の地点 ⑳の地点から177度49分50秒39.26メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から256度04分13秒10.70メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から355度20分28秒8.94メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から355度20分23秒12.74メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から357度14分55秒7.29メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から358度28分51秒20.25メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から2度54分11秒12.54メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から18度00分49秒8.17メートルの地点

オ E区域

次の各地点のうち㉚の地点から㉛の地点までを順次に結んだ線、㉜の地点から㉝の地点までを結ぶ平成14年秋分の満潮位 (D.L. +2.05) における公有水面と陸地との境界線及び㉚の地点と㉜の地点を結ぶ平成14年秋分の満潮位 (D.L. +2.05) における公有水面と陸地との境界線より囲まれた区域

- ㉚の地点 一等三角点 (由21) 須久名山 (北緯26度11分04秒5642、東経127度48分37秒0821) から78度09分37秒1, 246.35メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から182度46分56秒12.79メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から190度46分51秒2.29メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から293度18分27秒10.14メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から208度01分48秒103.77メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から206度30分00秒10.64メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から203度26分49秒10.64メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から308度10分54秒7.67メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から16度23分18秒19.79メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から8度25分33秒21.53メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から10度19分04秒20.83メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から53度02分34秒22.07メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から49度38分31秒21.51メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から40度03分01秒20.59メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から28度07分41秒12.67メートルの地点

カ F-1区域

次の各地点のうち㊺の地点から㊻の地点までを順次に結んだ線、㊼の地点から㊽の地点までを結ぶ平成14年秋分の満潮位 (D.L. +2.05) における公有水面と陸地との境界線及び㊺の地点と㊼の地点を結ぶ平成14年秋分の満潮位 (D.L. +2.05) における公有水面と陸地との境界線より囲まれた区域

㉔の地点 一等三角点（由21）須久名山（北緯26度11分04秒5642、東経127度48分37秒0821）から74度34分51秒1, 267.41メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から182度47分10秒34.05メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から177度04分27秒20.10メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から182度47分15秒17.52メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から335度10分12秒18.57メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から15度22分13秒19.69メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から5度12分19秒19.70メートルの地点

キ F-2区域

次の各地点のうち㉜の地点から㉟の地点までを順次に結んだ線、㉟の地点から㊱の地点までを結ぶ平成14年秋分の満潮位（D.L.+2.05）における公有水面と陸地との境界線及び㉜の地点と㊱の地点を結ぶ平成14年秋分の満潮位（D.L.+2.05）における公有水面と陸地との境界線より囲まれた区域

㉜の地点 一等三角点（由21）須久名山（北緯26度11分04秒5642、東経127度48分37秒0821）から71度56分18秒1, 286.79メートルの地点

㉝の地点 ㉜の地点から169度38分02秒2.43メートルの地点

㉞の地点 ㉝の地点から180度39分47秒23.59メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から182度47分10秒28.33メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から358度02分44秒15.95メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から2度02分22秒20.79メートルの地点

(3) 面積

A区域4,247.49平方メートル

B区域1,205.87平方メートル

C区域186.61平方メートル

D区域824.12平方メートル

E区域1,693.69平方メートル

F-1区域228.14平方メートル

F-2区域54.18平方メートル

合計8,440.10平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成15年6月16日 沖縄県指令土第1102号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 南城市

沖縄県告示第514号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成23年10月21日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲井眞弘多

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成23年9月12日 沖縄県指令土第810号

2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 認可を受けた者 与那原町字上与那原16番地 与那原町

(2) 代表者 与那原町字上与那原148番地5 与那原町長 古堅國雄

3 埋立区域

(1) 位置 与那原町字与那原東原55番2の土地に接する土地、同55番2から56番を経て91番7に至る間の土地に接する無地番地の地先公有水面及び同無地番地に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域 次の地点のうち①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥の地点から180度57分46秒1,804.98メートルの地点を中心とする半径1,805.00メートルの円周で⑥の地点と⑦の地点を結ぶ北側の円弧、⑦の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線、⑨の地点から184度17分35秒504.98メートルの地点を中心とする半径505.00メートルの円周で⑨の地点と⑩の地点を結ぶ北側の円弧、⑩の地点から⑭の地点までを順次に結ぶ平成19年の春分の満潮位（D.L.+2.01メートル）における公有水面と陸域との境界

線により囲まれた線及び①の地点と⑳の地点を結ぶ平成19年の春分の満潮位（D.L.+2.01メートル）における公有水面と陸地との境界線より囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点翁長（北緯26度14分17秒0858、東経127度45分18秒9845）から171度39分13秒4、012.70メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から90度14分30秒40.99メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から90度28分22秒7.99メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から165度49分06秒8.02メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から75度00分01秒6.00メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から51度01分08秒9.583メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から92度35分35秒102.71メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から94度11分59秒2.07メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から94度18分23秒89.67メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から97度25分36秒55.20メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から259度02分34秒54.18メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から267度00分00秒15.40メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から286度59分57秒17.00メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から270度00分00秒20.80メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から303度00分04秒23.20メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から246度59分56秒12.00メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から275度00分00秒29.20メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から272度59分59秒6.00メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から272度00分00秒10.00メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から270度00分00秒7.00メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から263度59分51秒5.90メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から255度00分00秒24.50メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から264度00分16秒4.50メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から276度00分02秒15.20メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から292度59分59秒9.50メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から235度59分47秒3.80メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から277度59分49秒4.50メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から18度59分55秒4.50メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から317度59分53秒5.80メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から266度00分09秒6.80メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から295度00分22秒4.80メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から239度59分57秒6.00メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から180度00分00秒4.89メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から281度00分01秒28.30メートルの地点

(3) 面積 3,932.56平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成20年6月12日 沖縄県指令土第628号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 与那原町

沖縄県告示第515号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年10月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市字登野城、字平得及び字真栄里の各一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成23年10月21日から平成24年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（出来形確認測量）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年11月27日まで縦覧に供する。

平成23年10月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成23年9月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人うまんちゅ生活支援センターふくしの家
- 3 代表者の氏名 田崎盛政
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡読谷村字古堅587番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や障害者、社会的弱者などが地域で安心して生活していける社会の実現を図るため、福祉に関する事業を行い暮らしやすいまちづくりを推進することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年11月29日まで縦覧に供する。

平成23年10月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成23年9月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人希望の大地
- 3 代表者の氏名 高嶺久
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市字港川270番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、子どもの保育に関する事業、障害者が自立するための支援事業、高齢者に対する有料老人ホーム及び高齢者関連施設におけるサービス提供事業で地域社会と家庭生活の健全化を目指し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	---